

1. 予算に関すること

(1) 安定した予算の確保

- ・令和6年度当初予算の確保
- ・令和5年度補正予算による早期の追加割当て

(背景)

令和5年度の国の農業農村整備事業関係予算は、関係者の皆様方のご努力により6,100億円を超える額を確保していただき感謝しております。しかしながら現場ではまだ事業推進に対する要望も多く、食料安全保障の観点からも農業農村整備事業は重要となってきました。また、私共地元建設業界におきましても、経営の安定に加えまして、こうした地元の皆様のご要望に引続きお応えしていきたいと考えております。

(国への要望)

私共建設業界といたしまして、毎年の作業員や資材の確保等計画が比較的容易となる当初予算での確保をお願いしつつ、予算の総量確保、切れ目のない工事執行のためにも今年度補正予算の早期割り当てをお願いいたします。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進に必要な予算の確保と5か年加速化対策後も国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること

(背景)

近年の気候変動により、最近では従来の想定を超える降雨により、各地で水害が発生しています。一方、東日本大震災以降、比較的規模の大きな地震も各地で頻発し、農業用施設の被害も増えています。

なお、昨年愛知県豊田市にある明治用水頭首工において発生した大規模漏水事故のような悲劇は、今後施設の老朽化に伴い、全国どこで起こっても不思議ではありません。

こうしたことから、防災・減災対策、国土強靱化対策の重要性・緊急性はますます高まっており、本対策の継続性が強く望まれています。

(国への要望)

令和6年度においても、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進に必要な予算を確保していただけるようお願いいたします。また5か年加速化対策後も引き続き国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保されるようお願いいたします。

【回答】

別紙1

(3) 東日本大震災からの農業・農村の再生に係る復旧・復興予算の継続確保

(背景)

2011年に発生した東日本大震災では、農地や農業用施設も大きな被害を受けましたが、国からの大きなご支援のおかげで、これまでにかなり復旧復興が進んできております。

しかしながら、特に福島県におきましては、避難指示地域等における帰還促進や営農再開等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた農業・農村再生のために、復旧・復興予算の確保がまだまだ必要です。

(国への要望)

東日本大震災からの農業・農村の再生に係る復旧・復興予算を継続して確保いただけるようお願いします。

【回答】

別紙2

2. 設計・積算に関すること

(1) 東日本大震災復旧・復興における被災地特例の継続

(背景)

東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、被害の実態や施工業者の実情などを勘案し、復旧・復興事業の速やかな実施のために、円滑な施工確保対策として「復興係数」「復興歩掛」等被災地特例施策が導入されたところです。

現在、復旧・復興は進捗しつつありますが、現場条件、雇用条件等被災地の厳しい状況は依然として続いています。

(国への要望)

このような現状を鑑み、東日本大震災復旧・復興における被災地特例を継続していただきますようお願いいたします。

【回答】

被災地では、機械・労務・材料の調達等に係る間接工事費支出の増大や工事量の増大による、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、毎年、諸経費動向調査を実施し、復興係数・復興歩掛を定めているところです。今後も、諸経費動向調査の結果を踏まえ、間接工事費の補正等について適宜見直しを行ったうえで、継続してまいります。

(2) 週休 2 日制実施に伴う間接工事費率及び労務費・機械経費の適正な算出と実態に見合った工期設定

(背景)

週休 2 日制については、令和 6 年度から建設業においても改正労働基準法の時間外労働規制が実施されることから、従前より準備を進めているところですが、気候条件や農業基盤整備工事の特性から、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所を閉所する休工措置は非常に難しいのが実態です。

また作業員の中には日給支給で勤務している者もあり、そうした者たちにとっては日給を上げなければ実質減給となり、作業員確保も大きな課題です。

さらに工期の延伸は避けられず、機械損料や借地料の増額など経費も嵩みます。

現状では、本来ならば工事着手前に完了していなければならない各種協議、埋蔵文化財調査、用地買収補償などが未完了の場合もあり、工期の延伸の一要因ともなっています。

(国への要望)

週休 2 日制実施に伴う間接工事費率及び労務費・機械経費の適正化に向けて更なる引上げをお願いします。また併せて地元対応等のため 1 日を通して現場や現場事務所を閉所する休工措置は非常に難しい現場があったり、休日・夜間の地元説明会が多いといった農業農村整備事業(土地改良事業)の特殊性に鑑み、柔軟な対応に向けてご検討いただきたいと思えます。更には各県との意見交換や県への指導など、県とも連携して施策を進めていただきたいと思えます。

【回答】

間接工事費率及び労務費・機械経費については、諸経費動向調査の結果を踏まえ適切に改正を行っております。なお、農水省独自で定めている間接工事費率については、今年度も諸経費動向調査の結果を踏まえ適切に改定を行ったところです。

また、国においては、週休 2 日制の達成度の算定基礎となる現場閉所率について、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は、週休 2 日の対象期間から除くなど、柔軟に対応するよう指示しております。

なお、各県に対しては、都道府県耕地関係課長会議等において、関係通知の周知と適切な対応をお願いしております。

(3) ため池特有の厳しい現場条件を反映した独自歩掛の設定

(背景)

国におかれては、「ため池工事」については独自の諸経費率を設定すべきとの声を受け、新たな諸経費率を制定されたところであり、感謝申し上げます。

しかし、「ため池工事」につきましては、密度試験や透水試験のため機械の待機時間が発生すること、中山間地域で狭小な現場が多く転圧工事（掻き起こし→巻き出し→転圧）の一連作業を複数種類の機械で施工するためそれぞれの機械の待機時間が多くなること、加えて、最適含水比で転圧を行わなければならないため天候や土の含水比の影響を受けて不稼働となる日数がさらに多くなるなど、作業効率が悪く厳しい現場条件となります。

また、ため池工事特措法推進のため、中山間狭小地域など現場条件がより厳しい場所でのため池工事が増えています。

(国への要望)

「ため池工事」については、作業効率が大きく劣ることから、敷き均し・転圧等土工に関する新たな「ため池独自歩掛の設定」をお願いします。

【回答】

ため池工事の歩掛制定については、各県から多くの要望が出されており、農水省としても重要課題と認識しております。そのため、今年度からため池堤体工の歩掛調査に着手し、標準化に向けた検討を進めているところです。

(4) 冬期補正の見直し、熱中症対策の明確化

(背景)

多くの土地改良工事は、国営事業、補助事業にかかわらず、収穫・落水後の工事着手となることから冬期施工が多い中、特に寒冷地においては、冬期の施工費は積雪寒冷対策や作業効率の低下等により、採算が合わない実態があります。

また近年、今までの想定を超えて高温となる日も多く発生し、従業員保護の観点からも熱中症対策にも、想定外の経費を要する事態となっております。

(国への要望)

冬期対策として、暴風雪等作業困難日、春の融雪又は降雨による土工仕上作業困難日等を考慮した冬期歩掛補正の見直し、及び9月以前の請負契約工事においても、冬期歩掛補正が適用されるよう検討をお願いします。

また、熱中症対策としても、実態に見合った経費の計上に加えて、作業効率低下に伴う歩掛等の補正について、設計変更も含め対応していただくようお願いします。

【回答】

冬期歩掛補正率に関しては昨年度まで実施した歩掛調査結果を今年度解析いたします。

9月以前に契約した工事への補正の適用については、ご要望を踏まえ検討してまいります。

熱中症対策については、諸経費動向調査により適切な補正係数の算出に努めてまいります。なお、率計上に含まれないものについては、国では積上げ計上できるものとしておりますので、発注者にご相談ください。

(5) 資材の急激な高騰に対する、より迅速な対応

(背景)

昨年来、原油や石炭等の価格は上昇基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵略の影響で今後更に上昇することが危惧され、それに伴い、石油を原料とする塩化ビニール管や、製造する際に石炭を大量に使用する鋼矢板等の資材価格が毎月のように高騰し、先の見えない混沌とした状況が続いています。

(国への要望)

国におかれては、材料単価について「3%以上の変動で四半期ごと」から「実勢価格で毎月」の改正に変更いただき大変感謝しております。

また単品スライド条項につきましても、適用する際に受注者の購入単価の採用が可能になったことにも大変感謝しております。

引続き、単品スライド条項のより適切な運用につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

【回答】

今後とも、適切なスライド条項の適用に努めるとともに、速やかに手続きを行うよう関係機関に対して指導してまいります。

・(6) 現場条件や実態を反映したほ場整備施工の諸経費率の見直し
(背景)

国におかれては、国交省に比べ低いとの声がある「農道工事」「河川及び排水路工事」の諸経費率を国交省と統一されたところであり、感謝申し上げます。

こうした中、天候の影響を大きく受ける「ほ場整備工事」は、暗渠排水、湧水処理、取水柵工等小規模な付帯工や補完工が多く、積算が実態にそぐわない場合も多く見受けられます。また、施工期間が収穫後となることも多く、このような現場では、降雨・雪による含水比の増大で、基盤切盛における作業効率の著しい低下や、高盛土部の法面崩壊による修復・補完工を伴う等により、経費が高んでいます。

また、通年施工の現場においても、工程・工種が多いことから、他の工事に比べて工事着手前の測量や施工管理に手間を要している状況です。

(国への要望)

ほ場整備工事において、引き続き冬期の施工や現場管理の状況を適切に反映した諸経費率の見直しをお願いします。

【回答】

諸経費につきましては、毎年、諸経費動向調査を実施し適正な諸経費率の算定を行っているところです。

今後とも、実態を反映した諸経費となるよう努めてまいりますので、諸経費動向調査へのご協力よろしくお願いたします。(別紙3)

(7) 高収益作物への転換に伴う、ほ場整備工における設計段階での詳細調査の実施

(背景)

ほ場整備について、1 ha 程度を標準とする大区画整備は、従来の 30a 区画に比べて二次運土量が多く、かつ高収益作物への転換といった営農計画の大幅な見直しから、栽培に必要な作土厚の確保が地元から求められています。現状では基本設計・実施設計段階ではメッシュ測量によるポイント的な調査により、計画高に応じた基盤土の二次運土計画が策定されますが、園芸作物などの高収益作物に転換する場合、深い作土層が必要なことから、受注者が従前農地の詳細調査を行いながらの施工が常態化しています。

このため、準備工・事前調査に時間を要し、工事着手に遅れが生じており、仕上げ時期の違いにより品質の差異により最終的な換地評価への影響が懸念されています。

(国への要望)

このような現状を踏まえ、(実施)設計段階において営農計画に基づいた筆毎の詳細調査を実施することが必要とした考え方を原則化としていただきたい。

また、今後 ICT を活用した情報化施工の導入による工事の効率化についても、積極的に普及していただくようお願いします。

【回答】

主食用米の需要・生産が減少し、限られた農地を有効活用しながら、需要に応じた畑作物の効果的・効率的な生産が求められている中、農地整備事業において営農計画を実現するための調査を設計段階で実施することは重要であるため、必要な対応を検討してまいりたい。

また、国営農用地再編整備事業で ICT を活用した情報化施工を推進し、作業日数が約 4 割削減される等の成果が出ており、今後、国営事業における情報化施工の成果を補助事業等にも横展開してまいりたい。

(8) 鋼管敷設の溶接に係る歩掛の見直し

(背景)

鋼管敷設の溶接費について、歩掛と実際の費用との間で乖離が見られます。

(国への要望)

鋼管敷設の溶接に係る歩掛の見直しをお願いいたします。

【回答】

ご意見として承り、まずは実態の把握に努め、今後の検討課題とさせていただきます。

(9) ICT を活用した情報化施工の導入

(背景)

近年、土地改良の現場でも ICT を活用した情報化施工が進められようとしています。国におかれても、農業農村整備事業における ICT 工事の導入について検討が進められていると聞いています。

この動き自体は、人手不足解消や工期短縮のために大変有効な手段であると考えます。ただ、現時点では建設機械も高価で、リースをするにしても台数に限りがあります。またドローン操縦に関して新たに国家資格制度が導入されるなどの最近の動きに対し、新しい技術や資格を習得している技術者も限られています。

このような状況下で情報化施工を推進しようとする、有効な手段であるとわかってはいても、なかなか資金的にも人的にも大変なのが実態です。

(国への要望)

国において進められている検討は、国営事業を対象にしているものと聞いておりますが、県営事業等補助事業にも十分配慮し検討を進められるようお願いいたします。

【回答】

建設業界の人手不足や働き方改革による労働環境改善が進行する中、建設現場の生産性を向上するために情報化施工技術を活用することは、今後の農業農村整備事業の推進において重要な取組であると認識しています。

そのため、国においては、情報化施工技術活用に係るガイドラインを策定するほか、掛かり増し経費の計上や工事成績評定における加算措置を行っているところです。

ガイドラインの策定に当たっては、情報化施工技術活用工事の経験がない業者でも取り組みやすくなるよう配慮しており、都道府県に対しても当該ガイドラインを参考として示しています。

また、都道府県職員や建設業者を対象とした研修会を開催するなど、人材育成にも努めているところです。

情報化施工技術の活用推進に当たっては、引き続き、都道府県職員、建設業者等の御意見を聞きながら、補助事業にも十分配慮してまいります。

3. 施策について

(1) 地元建設業者の参入機会増大

(背景)

地元建設企業の大半は、これまで国営事業の受注実績が少ない又は少ない状況となっています。地元（県内）を活動のベースに置く A 級業者にとっても、入札参加機会を望む声が大きくなっています。

一方国営事業の現場でも比較的規模の小さい工事もあり、大手業者だけの入札では不調となる事例も散見されると聞いています。A 級業者に加え B 級業者も入札に参加できるよう、総合評価落札方式の積極的な運用が望まれます。

(国への要望)

地域によっては、国営事業等への地元企業の入札参加について柔軟な対応を取っていない地域もありますが、より一層地元企業の参入を促進するため、総合評価落札方式の更なる積極的な運用をお願いします。

【回答】

国営事業における工事の発注においては、特殊な場合（随意契約等）を除き、全ての工事を総合評価落札方式で行っています。

競争参加資格における等級については、予定価格に相当する等級の企業が少数の場合などは、予定価格に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができることとなっており、全ての農政局で A 等級の工事に B 等級の参加を認める取組を行っております。

競争参加資格は各発注機関（農政局・事業所）が工事の性格、地域の実情等を踏まえ定めるものでありますが、引き続き、適切に対応するよう農政局を指導してまいります。

(2) 人材の育成確保を図るため建設業を魅力ある業とする支援
(処遇改善の支援、労働環境の改善・向上、工事書類の簡素化、
情報共有システムの実施など)

(背景)

建設業は、いわゆる3K職場として、以前から新規就業者の確保に苦慮しているところ
です。業界といたしましても、これまで社員に対する処遇改善、労働環境の改善・向上に
努めてまいりました。近年一部の県では県ご当局とタイアップしながら魅力ある建設業の
PRを図っているところもありますが、なかなか結果に結びつけることができません。

この問題は全国共通の課題であり、国の皆様のご協力をいただきながら、課題解決に向
けて進みたいと考えています。

(国への要望)

処遇改善、労働環境の改善・向上にむけた取組に対する支援と、工事書類の簡素化、情
報共有システムの実施等一層の魅力ある職場づくりに対する新たな施策、県等で行われて
いる取組との連携等につきましてご配慮をお願いします。

【回答】

若手技術者の入職を促進するため、最近の労働市場の実勢価格等を適切・迅速に反映し
賃金等を見直しており、昨年度比で全国全職種平均 5.2%の up となっています(人材育成
及び人材確保にかかる活用に要した費用について、一般管理費にかかる諸経費動向調査を
実施し、その結果を一般管理費率に反映しています)。

また、労働環境の改善・向上として、建設資材や労働者の確保等の準備期間としての「余
裕期間」の設定や、週休2日の取組を推進しております。

工事書類の簡素化等については、全ての直轄工事において、電子契約システムや情報共
有システムを利用することとしており、原則電子化することとしております。

これらの取組について、引き続き、都道府県耕地関係課長会議等で周知するとともに、
各県との意見交換等において実施状況を把握してまいります。

